

基 勞 発 1101 第 2 号
平 成 25 年 11 月 1 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長



「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」の施行及び「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」の適用に係る周知について

日頃から、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今般、平成25年7月3日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」が取りまとめられたことを受け、厚生労働省では、同報告書の内容に基づき、業務上疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則別表第1の2に例示する疾病を追加する改正等を行いました。

この改正等に伴い、改正内容等を周知するためのリーフレットを新たに作成いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、後日、都道府県労働局から都道府県医師会に対してリーフレットの御活用について依頼する予定であることを申し添えます。